

菜の花だより

No.7

発行/菜の花法律事務所 発行責任者/国宗直子
熊本市江越1丁目17番12号 フローラル江越105号
TEL.096-322-7731 FAX.096-322-7732



撮影：国宗 直子

夢の飛行

子どもの頃よく空を飛ぶ夢を見た。力が尽きかけると落ち始め、地面すれすれになる。思い切って身体に力を込めると、また浮き上がる。

海に潜るといのは、ゆっくりと空を飛ぶのに似ている。サンゴ礁の上も、岩場も、洞窟も、ゆっくりと飛行しながら進む。上昇も下降も自由。重力から完全に解放される。そこに広がる世界に、思いのすべてを委ねる。

癒されて私はまた重力の世界に戻る。

国宗直子

ハンセン病問題の新たな段階

～ハンセン病問題基本法の成立～

弁護士 国宗 直子

全国93万の署名を背景に

昨年6月、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（通称・ハンセン病問題基本法）」が国会で成立しました。本年4月1日から施行となります。ハンセン病療養所の将来の可能性を広げるために、一昨年から私たちはハンセン病問題基本法の成立を求める運動を展開してきました。全国のみなさんにも署名をお願いしました。ご協力くださいましたみなさん、本当にありがとうございました。おかげで、一昨年の8月から昨年の5月までの9ヶ月足らずで、93万筆を超える署名を集めることができました。そして、当初私たちが考えていたよりもずっと早く、新法の成立を実現させることができました。



将来構想をもとめてシンポジウム 4月4日

基本理念が明確に

新しい法律は、正式名称を「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」といいますが、内容はハンセン病問題の施策の基本となるものですから、私たちは従来どおりこの法律を通称で「ハンセン病問題基本法」と呼ぶことにしました。

この法律は、まずハンセン病問題に関する施策を行う場合の基本理念を次のように明らかにしています。①施策は被害回復を旨として行うこと、②入所者が療養所においても地域社会から孤立せず安心して豊かな生活を営むことができるようにすること、③何人もハンセン病を理由に差別してはならないこと。

また、これまで厚生労働省との協議会で確認されてきた事項、たとえば、ハンセン病療養所の入所者の終生在園の権利や、社会復帰・社会生活支援等に関する規定も法律の条項として明文化されました。

広がった将来構想の可能性

重要なのは、第十二条に次のように規定されたことです。

「国は、入所者の生活環境が地域社会から孤立することのないようにする等入所者の良好な生活環境の確保を図るため、国立ハンセン病療養所の土地、建物、設備等を地方公共団体又は地域住民等の利用に供する等必要な措置を講ずることができる。」

つまり、この法律によって、療養所の将来構想を狭い範囲に縛り付けていた足かせがはずされたのです。これまでは、「らい予防廃止法」という法律のために、ハンセン病療養所に福祉施設を併設することはできないとか、療養所の医療を充実させて一般の人たちにも利用してもらうという事はできないと言われていたことが、この条文によって可能となりました。これで療養所の将来構想についてもいろんなアイデアを検討することができます。

新しい取り組み

この法律の施行を前にして、熊本の菊池恵楓園をめぐっては、新しい取り組みが始まりました。一昨年から活動を始めた「菊池恵楓園の将来を考える会」には、園や県、市もそのメンバーとなりました。これからは共に忌憚無く意見を述べ合って将来構想をすすめていくことが可能となりました。

また、地元の合志市は、昨年秋から「菊池恵楓園将来構想検討委員会」を立ち上げました。これには、入所者自治会、原告団、労働組合、弁護士も正式のメンバーとして加わっています。今年中には、恵楓園の将来構想についてのアイデアをまとめる予定にしています。

新しいステップへ

これでようやくスタート地点に立つことができたのだと思います。議論はこれからです。議論したことを実現させるための努力もこれからです。

療養所の将来構想の問題は、ハンセン病療養所の問題のようであって、実は地域の問題でもあります。私たちとハ

ンセン病療養所がこれからどう共生していくのかという問題なのです。地域の人たちや自治体が共に積極的にこの問題に取り組んでより良い将来構想を築き実現していくことは、そのこと自体が差別や偏見を共に乗り越えていくことにもなります。

ただ、残された時間は多くありません。入所者の高齢化は進んでいます。私たちは急がねばなりません。

ハンセン病問題は今地域全体を巻き込んで新しい段階へと進もうとしています。

ソロクト・楽生院訴訟が終了

ソロクト居住者全員認定

弁護士 国宗 直子

皆様に、大きな関心と支援を寄せていただいた、ソロクト・楽生院裁判がすべて終了しました。

ソロクトから最初の28名がハンセン病補償法に基づく補償請求を行なったのは、2003年12月でした。韓国と台湾からの補償請求が続きましたが、国はこの支払いを拒否。2004年8月には韓国の、同年10月には台湾の裁判が始まりました。



韓国テレビの取材を受ける

この裁判は、日本の植民地時代に、韓国と台湾で日本が設置したハンセン病療養所も、ハンセン病補償法という補償対象の療養所であることを認めさせるためのものでした。2つの裁判は、2005年10月に、韓国は敗訴、台湾は勝訴という、劇的な結果を迎え話題を呼びました。異なる2つの判決を前に今後の解決はどうなるのかと心配もしたのですが、日韓台の多くの皆様の支援を得て、翌2006年2月に、韓国と台湾の療養所も補償対象に加える法改正を勝ち取ることができました。

以後、改正された法律に基づく、補償請求手続を進めてきましたが、今年2月、ソロクトの最後の原告のお一人が補償決定を受けることができ、すべての原告の補償手続が終了しました。これにあわせて、3月に東京高裁に残っていたソロクトの訴訟を取り下げ、訴訟はこれですべてが終了しました。これらの経緯を踏まえて、韓国、台湾、いずれの訴訟も訴訟費用は国が負担することになりました。

ご支援いただきましたすべての皆さんに、心より感謝申し上げます。

補償請求の手続は、裁判前後から、韓国からの大量の請求が相次ぎ、現在も原告以外の方の手続が残されていますので、今後もこれらの人たちの認定のために力を尽くします。引き続きご支援をよろしくお願いします。



韓国弁護団「差別と偏見を乗り越えて」

ソロクトで祝賀会

3月14日、かつて日本が設立したハンセン病療養所だったソロクトで、原告全員の補償が実現したことをお祝いする祝賀会が開かれ、日本のソロクト・楽生院弁護団からも大勢が参加しました。

ハンセン病問題については、まだ社会に残る偏見・差別の問題や、療養所の将来構想のことなどが課題として残っていますが、それは韓国もまた同じです。これからもお互いに交流しあいながら、ハンセン病問題の解決を目指して連帯して期待したいと思います。

どこまで被害に迫れるのかが勝利のカギ

～ノーモア・ミナマタ訴訟～

弁護士 菅 一雄

2月某日、水俣。今日はノーモア・ミナマタ訴訟の委任状取りだ。裁判を決意した患者さん10数人に委任状を書いていただく。



字が読めない、書けない

中に必ず「字が読めない」という方がいる。極端な弱視の人もあるが、それだけではない。老眼とも違う。眼鏡をかけても、じっと見ていると字がニジんでくるようだ。

まれにだが「親が水俣病で家が貧しく学校に行けなかった」という文盲の方もいる。今までの人生のご苦労を思う。

もっと多いのが「字が書けない」という方。Aさんは小きれいな60歳代の女性。ペンを持つ指先に力が入らない。手がブルブル震え出す。真っ直ぐな線が引けない。字は記入欄を大きくはみ出す。以前のAさんは日本舞踊の師範だったと言う。今はもう踊れない。

傷ついたのは体だけではない

「字を書くのはもう10年ぶりです」…患者さんたちは自分のせいではないのに不自由さを恥だと感じている。引っぱり込み思案でやりたいことを諦めてきた。

Bさん（男性）が「字を書かなくやいけなら裁判なんか止めて帰る！」と言い出す。自分の名前を書くのにも不自由する、それを他人の私に見られる。プライドが傷つくのだ。

しかし、訴訟委任状はご本人の意思を示すために直筆が大原則だ。「うまい字でなくていいんです。ゆっくりで全然かまいません」と励ます。「Bさんは〇〇にお住まいですか？坂の途中に病院がある辺りですか？」などと話しかける。現地での活動で仕入れた知識を総動員する。せっかくの裁判の決意を無にするわけにはいかない。そのうちBさんも打ち解けてくる。ゆっくり懸命に書き出す。

委任状が書き上がった。乱筆。でも、Bさんの思いが、人生が込められている。被害の深刻さがあらわれている。裁判官に伝わるだろうか？伝えるのは弁護士の役目だ。

被害の事実こそが人を動かす

裁判で勝つためにも、救済のしくみをつくるためにも、患者たち自身の運動が大事だ。最後にそう説明して「一緒にがんばりましょう！」と握手する。

体も手も大きいのに握り返す力が驚くほど弱い元「海の男」。握力がなくて、私の手を両手で挟んでくる女性。

80歳のCさん（女性）。握手しようとする手と手を引っ込められた。「両手がしびれてね。で、痛くて痛くてね…」私の目の前に指の縮こまった手をかざす。水俣病では、筋肉がつって激痛を起こす。こむら返りが全身のいろいろな場所できるといわれるのだ。

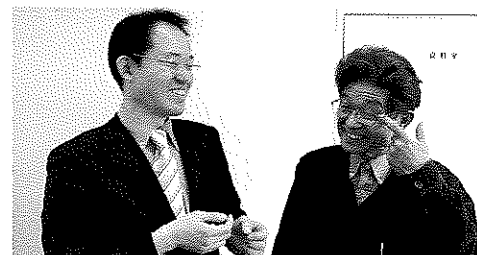
「お医者さんは？」「漢方薬を試してみようって。薬を飲んで寝てしばらくはいいけど、夜中の1時ごろには痛くなる。それから朝までずっと。もうつらくてね…」Cさんの目から涙があふれ出す。水俣病は水銀が脳の神経を傷つけて起きる。根治療法はない。しかし、ただ魚を食べただけのこの人たちが、なぜこう苦しむ続けなければならないのか！何とかしなければならぬ。加害者は許せない。いろいろな思いが胸をグルグルめぐる。

「なぜ今まで裁判をしなかったの？」「夫もずっと病気で私よりひどくて、看病で生活も大変だったもの。夫が亡くなったからようやくね…」

そうなのだ。被害者が立ち上がるのは大変なことなのだ。まだ未救済の被害者がたくさん残されている。放っておけば、Cさんの夫の被害のように闇から闇だ。被害者が泣いてガマンし、加害者が責任を免れて笑う、そんな結果に

してはならない。

被害の事実を本当に知れば、誰もが私と同じように感じるはずだ。多くの被害者に立ち上がってほしい。そして、裁判官へ、多くの国民へ、この被害の事実を伝えてほしい。



被害者の声

不知火患者会会長・ノーモア・ミナマタ訴訟原告団長
大石 利生



いつもお世話になっています。今日は一患者としてお話しします。

どんな身体被害か

みなさんは私が病人だとは一目では気づかないと思います。でも、私の体は世の中の普通の皆さんとは違っています。

水俣病で一番広く見られる症状は感覚障害です。私もそうです。

30歳ごろでした。私は自動車を運転し損ねて田んぼに突っ込みました。車は大破。私は車から抜け出してアセ道を帰ろうと歩き始めました。「あれれ？」何か足が地に着かないような妙な感じです。右足を見ると、長さ15cmくらいの鋭いガラスの破片が私の足の裏から刺さって甲の中心を突き抜けていました。大ケガです。今でも傷跡がハッキリ残っています。でも、私は痛みをまったく感じなかったのです。

私の触覚・痛覚は、全身がやられています。医者によれば、両手両足の先の方が強くやられている「四肢末梢優位」のタイプよりも重傷だそうです。体の中心までやられすぎて、手足の先との差が分からない。それほど感覚障害がひどいのです。

味も分からない。お湯の温度も分からない。他にもいろんな症状があります。

なぜ今裁判か

私は68歳です。生まれてからずっと水俣で暮らしてきました。チツソでも働きました。劇症の水俣病患者さんが痙攣して奇声をあげるのもこの目で見ました。衝撃的でした。私にとってはあれが水俣病でした。それが、まさか自分も水俣病だとは…。4年前、医師から水俣病だと告げられて「そんなわけはない」とくっつかかりました。すぐには受け入れられませんでした。

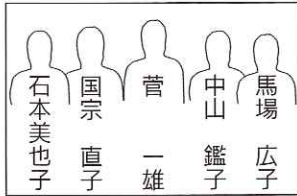
今思えば、親も私と同じ水俣病でした。でも、私は「水俣病なわけなからうもん」と親に手を挙げさせませんでした。泣き寝入りさせてしまったことになりました。

先日、娘にも検診を受けるよう勧めました。私ほど重くはありませんが、やはり感覚障害がありました。あと何十年かして、娘が私の年になったときに症状が重くならんのだろうか…？心配です。

息子も水俣で暮らしています。チツソから仕事を請けることもあります。私が裁判でたたかっていることに賛成していません。でも息子の将来も心配です。

水俣病は終わっていません。病気も未救済患者も残っています。誤解・偏見も残っています。加害者のチツソ・国・熊本県はまだ責任を果たしていません。

私たちの不知火患者会は「すべての水俣病患者を救済する」という目標を掲げています。裁判に勝って、今度こそそういう制度を実現したい。そう決意しています。自分のためにも、家族のためにも、すべての患者のためにも、一緒にがんばりたい。どうかご理解とご支援をお願いいたします。



「研修生という名の奴隷労働—外国人労働者問題とこれからの日本」を読む

「外国人労働者とこれからの日本編集委員会」編 花伝社

わが国には不思議な労働者がいる。外国人の一般労働への就労は日系人など一部を除いて厳しく制限されている。それなのに合法的に十万人を超える若い中国人たちが「研修生」「実習生」という名で働き続けている。彼らは「基本給6万円、残業時給300円、休日は月に1日、パスポート、預金通帳は取り上げられ、…」と労働現場の最底辺を下支えする役割を担っている。それだけでも十分衝撃的だが、経営者に文句の一つも言おうものなら「強制帰国」が待ち受ける。そうすれば日本で働くために、家族・親戚ぐるみで借入して都合した「保証金は没収」され、莫大な借金だけが残る仕組みだという。

働き続けるのも地獄、帰国するのも地獄…という境遇の下にある労働者が「私たちは農具じゃない!」「道具じゃない!」と熊本のローカルユニオンに出会い、裁判によって実態を世に出していった。この本はその記録だ。

世はまさに非正規労働者を中心に首切りの嵐が吹き荒れているが、ある意味、彼ら以上に厳しい状況に、組織的・制度的におかれている外国人労働者がいることに深く考えさせられる。加えて私が心打たれるのは、そんな厳しい状態の彼ら・彼女らが、働くに必要な日本語を必死に習得し、かつ極めて礼儀正しく、そろって働き者であることだ。

一方で、法的に定められた最低賃金を大幅に下回る賃金で彼らを働かせなければ成り立たない零細企業や農業の存在がある。しかし、それを作り出したのは「日本の仕組み」だ。彼らにしわ寄せすることで解決することは間違いだ。さらに彼らを食いつくす日中双方のヤカラも許せない。

このとき看護や介護の現場にも、インドネシアやフィリピンから労働力を導入しようという制度も始まった。一定期間後に日本語による試験で資格を取得しなければ、短期就労者の流動的な大量導入で、日本人労働者の労働条件を引き下げる効果を導くだけに終わりそうだ。

心ある日本の労働者もここで真剣に外国人労働者問題に正面から取り組んでいかなければ、自らの足元を切り崩すことになりかねない。

北岡秀郎



馬油を見直しています。効能は、皮膚疾患はもちろんですが、口内炎、抜け毛、打ち身、鼻炎、筋肉痛、関節炎、便秘症にもいいそうです。患部に塗布したらいいのでしょうか。そんなに馬油がすごいものとは知らず、今まで軽んじていたことが悔やまれますが、独特の獣臭さで損をしていると思います。この冬、私は乾燥がかなり軽減されました。

(中山鑑子)

ご当地検定である「熊本観光文化検定」を受けました。熊本で生まれ育ち、それなりに知っていたつもりでしたが、豊かな風土・歴史・多彩な史跡や文化など、新発見のことがかりでした。水をはじめ、「当たり前」と素晴らしさを見過ごしがちですが、「故郷を学んで知る」ということの大切さを知る良い機会になりました。

(馬場広子)

昨年3月より菜の花法律事務所です働いています。職場の人たちに助けられ、毎日学び仕事をする日々です。

私の趣味は読書で宮部みゆきさんのファンです。特に時代ものの作品に描かれる人間模様は現代人の日常と通じるところがあり、考えさせられます。これから仕事を通してお世話になることと思います。どうぞ宜しくお願いします。

(石本美也子)